

## 法人税 R4 令和 1 年度(平成 31 年度)税制改正対応版(Ver.19.10)の予定

令和 1 年度 (平成 31 年度) の税制改正に対応した、法人税 R4 Ver. 19. 10 のリリースについてご連絡いたします。

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

プログラムの年度表記は「令和 1 年度」です（「法人税 R4 令和 1 年度版」）

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 19. 10	Ver. 18. 10以降	Ver. 18. 10以降

※ライセンスが変更になります。19. 1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 19. 10 以上が必要です。

### 2. リリース時期（予定）

#### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2019 年 5 月 23 日（木）

#### 2-2. マイページのダウンロード公開

2019 年 5 月 23 日（木）

#### 2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始予定日

2019 年 5 月 31 日（金）

#### 2-4. 法人税 R4 Ver. 19. 1 用の電子申告プログラムについて

法人税 R4 電子申告プログラム (Ver. 19. 1. e1) は、電子申告 R4 の本体プログラム (Ver. 19. 10) と同日公開の予定です (6 月 3 日公開予定)。

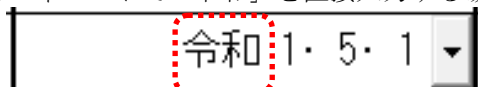
対応概要につきましては、別途ご案内させていただきます。

### 3. 法人税 R4 の新元号（令和）対応について

法人税 R4 は、平成 30 年度版 (Ver. 18. 30～) より、新元号対応を行っています。

Ei ボードの Ver. 19. 10 以降をセットアップすると、法人税 R4 で元号「令和」の入力や出力が可能になります。

・日付フィールドで「令和」を直接入力する場合は、先頭に「R」をつけて年月日を入力します。



・「令和元年」など、「元年」表記の出力には対応していません。

「令和 1 年」や「令 1 年」と出力します。

#### 平成 29 年度版以前で修正申告を行う場合（5 月 1 日以降）

新元号未対応の平成 29 年度版以前のプログラムで修正申告を行う場合、別表一や第六号様式等の「提出日」の欄は空白で出力し、必要に応じて手書きしてください。

また、電子申告ファイル出力も「提出日」の欄は空白（未設定）にして出力してください。

提出日を空欄にするには、法人基本情報の[基本情報設定2]タブの「提出日」を未設定の状態にします。各申告書共通の設定になります。該当する申告書は以下のとおりです。

別表一（一）（二）（三）／別表十八／第六号様式／第七号様式（現「第六号の三様式」）／第二十号様式／第二十号の三様式／適用額明細書／税務代理権限証書／欠損金の繰戻しによる還付請求書

## 4. 税制改正の内容

令和1年（平成31年）度税制改正の主な内容は、次のとおりです。

### 4-1. 中堅・中小企業の支援等の整備

#### (1) 中小企業防災・減災投資促進税制の創設

事業継続力強化計画の認定を受けた青色申告法人の中小企業者が、災害への事前対策を強化するために取得した防災・減災設備に対して特別償却（取得価額の20%）ができる制度が創設されました。

**対象設備** : 機械装置（100万円以上） : 自家発電機、排水ポンプ 等  
: 器具備品（30万円以上） : 制震・免震ラック、衛星電話 等  
: 建物附属設備（60万円以上） : 止水板、防火シャッター、排煙設備 等

中小企業等経営強化法の改正法施行日から令和3年3月31日までに取得等をし、事業供用した資産に適用されます。

#### (2) 中小企業向け設備投資促進税制の整備

- ・ 中小企業投資促進税制について、適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。
- ・ 商業・サービス業活性化税制について、適用要件に収益向上条件が追加され、適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。
- ・ 中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました

#### (3) 中小企業等に対する軽減税率の延長

中小企業等に対する年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率（15%）の適用期限が2年延長され、「令和3年3月31日までに開始される事業年度」となりました。

#### (4) 事業承継ファンドから出資を受けた場合の課税の特例

中小企業者が事業承継ファンドから出資を受けた場合、税の優遇措置である中小企業税制の適用を受けられませんでした。一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた中小企業者も、中小企業税制が受けられるよう適用要件の緩和措置が講じられました。

平成31年4月1日以後終了事業年度より適用されます。

#### (5) みなし大企業の範囲の改正（中小企業者の範囲縮小）

租税特別措置法で規定されている、大企業の子会社である「みなし企業」の判定において、大規模法人の範囲に

- ・ 大法人の100%子会社
- ・ 100%グループ内の複数大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人の法人が加わるとともに、判定対象となる法人の発行済み株式又は出資からその有する自己の株式又は出資は除外されることになりました。

「みなし大企業」の範囲見直しにより、結果として優遇税制を受けられる「中小企業者」の範囲が縮小されました。

### 4-2. 研究開発税制の見直し

研究開発税制が次のように見直されました（平成31年4月1日以後開始事業年度より適用）。

#### (1) 総額型（試験研究費の総額に係る税額控除制度）の見直し

	改正前	改正後
控除限度額 （中小基盤型も同様）	法人税額の25%	法人税額の25% ただし研究開発を行う一定のベンチャー企業は、法人税額の40%

税額控除率	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 5% :  <math>9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3</math>            ※10%が上限</li> <li>増減試験研究費割合 ≤ 5% :  <math>9\% + (5\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.1</math>            ※6%が下限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 8% :  <math>9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3</math>            ※10%が上限</li> <li>増減試験研究費割合 ≤ 8% :  <math>9.9\% + (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175</math>            ※6%が下限</li> </ul>
試験研究費割合が10%超の場合の税額控除限度額の上乗せ特例	<p>「高水準型（試験研究費の超過税額控除制度）」と「総額型の控除上限の上乗せ措置」の選択適用による税額控除額の上乗せ（平成31年3月31日までの時限措置）</p> <p>計算式省略</p> <p>※法人税額の10%が上限</p>	<p>以下のとおり改組（高水準型は廃止（総合型に統合））（令和3年3月31日までの時限措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総額型の控除上限の上乗せ措置（2年延長）：            上乗せ控除額  <math>= \text{法人税額} \times ((\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2)</math>            ※<math>((\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2)</math>は10%が上限</li> <li>総額型の控除率の割増し措置（新設）：            上乗せ控除率  <math>= \text{税額控除率} \times ((\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5)</math>            ※<math>((\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5)</math>は10%が上限</li> </ul>

## (2) 中企業基盤型（中小企技術基盤強化税制）の見直し

「増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例」を「増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例」に見直した上、適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。

また、試験研究費割合が10%超の場合の税額控除限度額の上乗せ特例についても、総額型の改正と同様に改組され、同じく新たに控除率の割増し措置が講じられました（令和3年3月31日までの時限措置）。

## (3) オープンイノベーション型（特別試験研究費の額に係る税額控除制度）の見直し

- 控除限度額が、法人税額の5% → 10%に引き上げられました。
- 特別試験研究費の範囲に、以下の対象が追加されました（対象範囲の拡充）。

対 象		税額控除率
共同試験研究	研究開発型ベンチャー企業	25%
委託試験研究	研究開発型ベンチャー企業	25%
	要件を満たす民間企業等	20%
特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

## 4-3. 地域未来投資促進税制の見直し及び延長

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、次の措置を講じた上、適用期限が2年延長されました（平成31年4月1日～令和3年3月31日までに事業の用に供した資産に適用）。

- 承認地域経済牽引事業に係る確認事業年度の前事業年度の付加価値額が、前々事業年度の付加価値額より8%以上増加している場合、その承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品の特別償却率を40%→50%に、税額控除率を4%→5%に引き上げ。

税制措置 (選択適用)	対象の機械装置及び備品	特別償却率 税額控除率
特別償却	前事業年度の付加価値額が前々事業年度より8%以上増加	50%
	上記以外	40%
税額控除	前事業年度の付加価値額が前々事業年度より8%以上増加	5%
	上記以外	4%

- 承認地域経済牽引事業の実施場所が平成29年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合において、その計画承認日が特定

非常災害発生日から5年（改正前：3年）を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとする。

- ・ 適用投資額の上限を100億円→80億円に引き下げ。

#### 4-5. 特別法人事業税の創立

法人事業税（所得割・収入割）の税率が引き下げられ、新たに特別法人事業税が創設されました。

令和1年10月1日以後開始事業年度から適用されます。

## 5. 税制改正の対応内容（予定）

平成31年4月1日以後終了事業年度の法人が対象になります。

※Ver.19.1での対応別表等につきましては別途ご案内します。

## 6. フォルダー構成

### ■データベース

¥

└ R4\_RDB ..... データベース格納フォルダー

└ hojin\_6..... 法人税 R4 令和1年度 データフォルダー

### ■プログラム

¥

└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))

└ Epson

└ R4

└ hojin\_6..... 法人税 R4 令和1年度 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願いたします。